食用卵検査不合格農家、専門防疫業者の消毒義務化

-'19年7月1日、「家畜伝染病予防法施行規則」改正案施行 -

 $\label{lem:http://www.mafra.go.kr/mafra/293/subview.do?enc=Zm5jdDF8QEB8JTJGYmJzJTJGbWFmcmElMk\\ \underline{Y2OCUyRjMyMDgyOSUyRmFydGNsVmlldy5kbyUzRmJic0NsU2VxJTNEJTI2aXNWaWV3TWluZS}\\ \underline{UzRGZhbHNlJTI2cmdzRW5kZGVTdHIlM0QlMjZwYWdlJTNEMiUyNmJic09wZW5XcmRTZXElM0}\\ \underline{QlMjZyZ3NCZ25kZVN0ciUzRCUyNnNyY2hXcmQlM0QlMjZwYXNzd29yZCUzRCUyNnNyY2hDb2x}\\ 1bW4lM0QlMjZyb3clM0QxMCUyNg%3D%3D$

(以下、機械翻訳などによる仮訳)

- ◇「家畜伝染病予防法施行規則」改正案が 19 年 7 月 1 日から施行
- 〇食用卵検査不合格採卵鶏農家は毎年1回以上、消毒業者から消毒・防除を受けなければならなど 18年12月31日に改正された「家畜伝染病予防法」で委任された事項と、これまで防疫対策などを反映した。

【主な改正内容】

- 〇食用卵検査で不合格であった農家と 5 万戸以上の規模の採卵鶏農家は義務的に専門防疫業者 の消毒・防除を受けなければならない(第7条の6~11及び第20条)
- 〇農家において、食品残渣を給与する場合、「廃棄物管理法」の規定に準拠するようにして、アフリカ豚コレラ防疫を強化(別表2の4)
- 〇疫学調査が必要な場合農家車両の高速道路通行情報を収集することができる感染症の種類と 行政機関の範囲を設定する(第47条の2、新設)
- □ 食用卵検査で不合格だった採卵鶏農家は、毎年「家畜防疫衛生管理会社」から消毒と防除を受けなければならないとする義務事項など「家畜伝染病予防法施行規則」改正案が'19年7月1日から施行される。
- ① 併せて、19年7月1日から、疫学調査のために高速道路通行情報を収集することができ、外国人労働者の雇用情報をリアルタイムに共有できる法的根拠を用意するなど、畜産業全般の防疫管理を強化するための制度を整備した。
- ② '17年8月の殺虫剤の卵事件以後、再発防止のための管理強化措置が今回の施行規則改正案に盛り込まれた。
- □ 「家畜伝染病予防法施行規則」の主な改正内容は、次のとおりである。
- ① 家畜防疫衛生管理業義務対象農家の基準を設け、販売申告手続きなど細部の基準を設けた(第7条の6~第7条の11及び第20条)
 - 〇「食用卵検査不合格農家」と「5 万羽以上飼養の農家」の毎年1回以上消毒衛生管理者を通じた 消毒・防除義務付与
 - (※) '19年7月1日から食用卵検査不合格産卵鶏農家、'21年1月1日から10万羽以上採卵

鶏農家、'23年1月1日かた5万羽以上採卵鶏農家

- 〇 営業の申告、変更・休業・廃業・再開業に伴う申告、消毒・防除の基準・方法、行政処分や 教育に関する細部基準と手続き用意
- ② アフリカの豚コレラ流入防止のための食品残渣の管理を強化
 - (第20条の9、家畜の所有者などの防疫基準、別表2の4(★))
 - O 農家で食料残渣を給餌する場合、「廃棄物管理法」の規定に準拠するために農家の遵守事項 を追加
- ③ 疫学調査のために高速道路通行情報を求めることができる家畜伝染病の種類とその情報を活用できる機関を定める(第47条の2新設)
 - 〇 1種家畜伝染病の口蹄疫、高病原性鳥インフルエンザ、アフリカ豚コレラ、牛疫、牛肺疫、 豚コレラに限り要求可能
 - 中央行政機関、自治体、疫学調査班に限り、その情報を活用可能
- ④ 外国人労働者の雇用情報現行化の根拠を用意(第7条の2)
 - 四半期に1回以上、雇用状況を確認し、雇用終了などの情報の変更が発生した場合、その情報を削除するなどの変更の根拠を用意
- ⑤ 自治体家畜防疫統合情報システム(KAHIS)に入力すべき情報の追加(第3条の4第1項)
 - 〇「家畜取引所の現状」と「自治体の防疫検査結果」などの情報を追加
 - (※)(これまで)畜産関係者住所、畜産施設所在地と家畜・生産物の移動の現状
- ⑥ 家畜糞尿輸送車両の洗浄と消毒を明確に区分
 - 〇 家畜糞尿運送業者は、施設内で必ず洗浄した後、消毒を実施することができる洗浄設備と消毒設備を別途備えするようにする(別表1の8)
- ⑦ 畜産施設出入り車両登録を抹消する職権を用意(第20条の8第4項新設)
 - 〇 車両の所有者が連絡途絶など登録の自主抹消(※)が難しく自治体が職権抹消する場合、抹 消予定をホームページ 20 日以上公告する手続きを用意
 - (※) 法 17 条の 3 第 9 項、第 10 に基づき、畜産関係施設にもはや出入りない場合、抹消登録する、市長・郡守・区庁長職権抹消時の手順は、長官が定めるようにする
- □ 農食品部の関係者は、今回の改正で疫学調査と防疫情報を拡充し、管理を強化することにより、 卵の安全性を確保することができるようになって畜産業の発展と国民の健康の保護効果が増大 すると期待した。

★家畜伝染病予防法施行規則、第 20 条の 9、家畜の所有者などの防疫基準、別表 2 の 4 (改正: 2019 年 7 月 1 日)

1-3. (略)

- 4. 家畜の導入、取引や管理時防疫関連遵守事項 (中略)
- ・食品残渣給与する場合、「廃棄物管理法 (★★)」に違反してはならない
- ★★廃棄物管理法施行規則は改正手続き中です。

http://me.go.kr/home/web/board/read.do;jsessionid=mDsQeWysT72YoqzN-Lemx0GX.mehome2?pager Offset=0&maxPageItems=10&maxIndexPages=10&searchKey=&searchValue=&menuId=69&orgCd=&boardId=958510&boardMasterId=515&boardCategoryId=&decorator=

(以下、機械翻訳等による仮訳)

環境省発表第 2019-342 号

「廃棄物管理法施行規則」を改正することにあり、その改正理由と主な内容を国民に予めお知らせ これに対する意見を聞くために、行政手続法第 41 条の規定により、次のように公告します。

2019年5月13日

環境部長官

公告日: 2019年5月13日~2019年6月24日

廃棄物管理法施行規則の一部改正令(案)立法予告

1. 改正の理由

アフリカの豚熱コレラ (ASF) は中国 ('18年8月) とモンゴル ('19年1月)、ベトナム ('19年2月)、カンボジア ('19年4月) で継続的に発生しており、農林畜産食品部と養豚農家は、食品残渣給餌の禁止を要請している。

2. 主な内容

国内発症リスクが非常に高い水準に応じて汎国家的な予防対策の一環として、アフリカ豚熱病(ASF)を含めて家畜伝染病が発症又は発症の恐れがあり、農林畜産食品部長官の要請がある場合には、食品残渣を、その家畜の餌に直接生産して給与することを禁止しようとするものである。

3. 意見提出

(略)

4. その他

(略)